令和５年４月２１日作成

令和５年１０月１日から、 請求書を変更します。

令和５年１０月１日からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。
そこで市川市は、市指定の請求書をインボイス（適格請求書）の要件を満たす請求書に変更することにしました。

１　新しい請求書

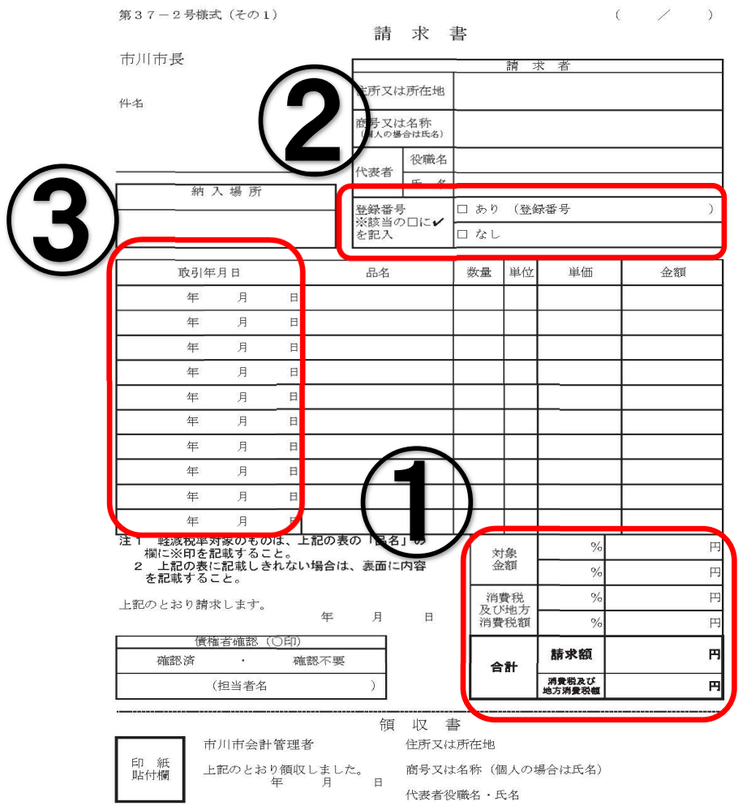

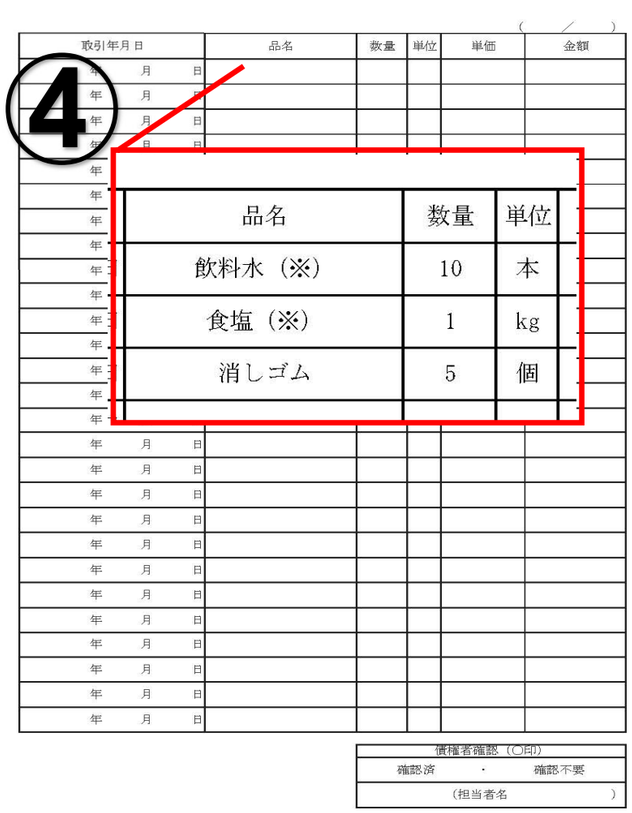

・　主な変更点

①　税額（８％と１０％）ごとに合計金額を分けます。

②　登録番号（Ｔから始まる番号、インボイス発行事業者のみ）を記載します。

③　取引年月日（例：市と取引を行った日など）を記載します。

④　８％対象の項目がわかるように記入します。

２　Ｑ＆Ａ

Ｑ１　市指定の請求書でないと請求できませんか？

Ａ１　市の様式でなくても請求可能です。そのため、自社で作成した請求書により請求していただいて問題ありません。
ただし、市指定の請求書以外の請求書（自社で作成した請求書）で請求する場合は、所定の要件を満たしていただく必要がありますので、ご注意ください。所定の要件については、令和５年８月頃までにホームページ上で公表する予定です。

Ｑ２　市指定の請求書の記入方法を教えてください。

Ａ２　市指定の請求書の記入方法については、記入例を準備する予定です。記入例の準備ができ次第、ホームページ上で公表する予定です（令和５年８月頃を予定）。

この件に関するお問合せ先　会計課